

条例骨子案に対する主な意見と対応案

○ 意見聴取等の概要

- R 6 年 1月18日 1月閉会中 環境農林水産常任委員会 条例の骨子（案）について報告
 1月24日 パブリックコメントの実施（2月16日まで） 28件（9人）
 1月25日 市町村からの意見聴取 4件（3町）
 2月14日 関係団体からの意見聴取 2件（2団体）

NO.	項目	該当箇所	意見	対応
1	前文について	前文 4 段落目	「森林所有者の経営意欲の低下」とあるが、この表現では、一律に森林所有者のやる気が下がってるから、手入れの行き届いていない人工林が増えているというふう印象を受ける。	昨年度実施した森林所有者アンケート調査により小規模・分散的な所有者の経営意欲が低下している事が明らかとなっております。 御指摘の件を踏まえ、当該表現の意図が明確となるよう「森林の小規模・分散的な所有構造などによる森林所有者の意欲の低下」に修正します。
2		前文 5 段落目	郷土愛、郷土への誇りのような文面があると良い。	森林がもたらす恩恵の重要性を県民へしっかりと訴えかけることは大変重要であります。 御意見を踏まえ、「この郷土の恵みである」を追記します。
3		前文 6 段落目	森林所有者にメリットが感じられるようなものがあると良い。	再造林を推進するためには、森林所有者への利益還元は大変重要なこととあります。 御意見を踏まえ、「森林から得られる様々な利益は、森林所有者はもとより、社会全体へ還元されることが望まれる。」に修正します。
4			再造林だけが全てではなく、生物多様性が失われるなど植えない方がいいこともある。 また、採算が見込めないところは、広葉樹林化や天然更新という選択も必要ではないか。	現在県内で伐採されている森林の多くが道から近いなど林業採算性が高いと考えられる場所であり、これらの場所について優先的に再造林を推進する必要があると考えております。 また、御指摘の生物多様性など森林の公益的機能にも配慮した森づくりは大変重要な視点であります。これらの意図を明確にするよう、前文 6 段落目「このため～森林資源の適正な管理・利用を図られなければならない。」を追記します。
5	定義について	2 定義－3	多面的機能について、保水能力も加えた方が良いと思う。	保水能力は、水資源の貯留等の「水源の涵養」機能に含まれるものと考えております。
6		2 定義－6	「県内の“森林”で生産された木材をいう」とするべきではないか。	「宮崎県木材利用促進条例」や他県の条例の表現も踏まえた表現としております。

条例骨子案に対する主な意見と対応案

NO.	項目	該当箇所	意見	対応
7		3 基本理念－1	県民はもとより、県外に在住している森林所有者への普及啓発も必要ではないか。	普及啓発について、CMや新聞広告などに併せ、SNSの活用により、県内だけでなく、県外に向けても普及啓発の取組を進めてまいります。
8		3 基本理念－2	「持続可能な林業経営」とあるが、スギなど経済林のみならず、広葉樹なども含めたニュアンスが出る表現にした方がよいのでは。	木材産業など林業のみならず、広葉樹なども含めた森林利用のあり方とする旨条文タイトルを修正します。
9	基本理念について	3 基本理念－2、4	森林所有者の同意を得るには、再造林のコストを抑え、できるだけ費用負担を減らす必要がある。 なお、コストを抑える有効な手段として「森林の集積・集約化」や「伐採～地拵え～植え付け作業を一貫して行う一貫作業の実施」があり、そのためには、市町村等との連携による林地情報の提供などの協力や伐採事業者と造林事業者の連携が必要である。	御指摘の森林の集積・集約化など効率化を図ることは、再造林を推進するための重要な課題であり、第11条「持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進」において、収益性の向上に繋がる森林の集積・集約化の推進など必要な施策を規定しております。 また、再造林の円滑な実施のためには、市町村や事業者等が相互に協力し、再造林推進のための情報の共有等ができることが重要であり、第14条「再造林を推進するための地域体制の整備」にその旨規定しているところです。
10		3 基本理念－3	労働環境については、向上ではなく改善させるではないか。	御意見を踏まえ、「林業の担い手の処遇及び労働環境を改善」に修正します。
11		4 県の責務	「責務」という言葉では、義務と責任を1つの言葉でまとめてしまっているため、結果、責任まで負うことが伝わりにくい。再造林率90%以上の目標を目指すのであれば、「県の義務・責任」として2つの言葉に別けて、より強くはっきりと県民と約束すべきである。	「責務」は責任と義務を表すものと考えており、他の条例等の表現を踏まえ、本条例では、「責務」とし、今後、目標達成に向けて各施策に取り組んでまいります。
12	責務・役割について	5 市町村の役割	現在の法律の立て付けでは市町村の責務のほうが大きいに思う。 ゾーニング、森林管理制度の実行など、負うべく責務をこなしていないのが現状、もう少し強く書いてよいのでは。	森林法、森林経営管理法などにおいて、市町村の責務や役割など規定されておりますが、再造林を推進する上では、市町村の役割を明確に示すとともに、県が積極的にサポートしていく体制づくりが重要です。 このため、第5条「市町村の役割」にて、市町村を「地域の林業行政を主体的に担う者」として規定するとともに、第4条「県の責務」にて、「市町村の実施する再造林に関する施策に協力し、これを支援する」と規定しているところです。

条例骨子案に対する主な意見と対応案

NO.	項目	該当箇所	意見	対応
13	責務・役割について	6 森林所有者の役割	森林所有者が再造林への協力ができない場合は、市町村に管理委託することを明記するなど再造林するべき義務を一義的に負うものは森林所有者であることをもっと強調してよいのでは。 読み方によっては森林組合の責任が大きいように読める。	再造林を推進する上で、まずは、森林所有者にその重要性を十分認識してもらうことが重要ですので、第10条「再造林の推進に向けた気運の醸成」の普及啓発などにより理解を深めていきたいと考えております。 また、市町村等への委託について、森林所有者の適正な経営管理を図ることが森林経営管理法にも規定されておりますが、再造林を含め、これらの経営管理の実施が困難な場合、森林所有者以外の他者へ経営管理を委託するなど再造林の推進に繋げることが大変重要ですので、第1項の修正及び第2項を追記します。
14		7 森林組合の役割－1	事業者の役割に「森林組合との連携」があり、森林組合の役割にも同様に「事業者との連携」があっても良いと思う。	御指摘のとおり、事業者のみならず、森林組合の役割にも「事業者との連携」を記載することで双方の連携がより明確となりますので、「事業者等との連携」を追記します。
15		8 事業者の役割－2	木材産業事業者の定義について、発電利用の需要が増加している現状を踏まえてこれらの事業者も含まれる旨を記載するべきでは。 また、ひなたのチカラ林業事業体や、宮崎県林業経営事業体登録業者の役割を、別途位置づけることも必要ではないだろうか。	木材産業事業者は、木材を加工又は流通する事業者を想定しており、木質バイオマス発電などの発電事業者は、第8条第3項「その他事業者」に含まれます。 また、ひなたのチカラ林業事業者等の位置づけは、それぞれの制度に関する要領や要綱等で別途規定したいと考えております。
16	基本的施策について	10 気運の醸成	条例の内容をどのように県民に理解していただくかが重要であり、多くの条例のように作りっぱなしにならないように工夫が必要だと思う。	御指摘のとおり、幅広い世代の県民の方に御理解いただくことは大変重要であります。 条例制定後は、様々な場面で条例のPRを行うとともに、これに基づく各施策の取組状況や実績についても発信していきたいと考えております。
17			若い世代には響きやすい内容だと思うので教科書への掲載等授業活用を強く希望します。	森林環境教育の推進につきましては、「水と緑の森林づくり条例」の第15条にて規定しており、この規定に基づき、再造林の重要性も含め、若い世代に対する森林環境教育に取り組んでまいります。
18			山を守ることの重要性に加え、収益を得ることの意識をどう持ってもらうのが重要である。自分より若い世代は自分の山がどこにあるかも分からない。	収益を得るための意識を森林所有者に持ってもらうことは大変重要な視点でありますので、第11条「持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進」において、収益性の向上に繋がるための必要な施策を講ずる旨を規定しているところです。

条例骨子案に対する主な意見と対応案

NO.	項目	該当箇所	意見	対応
19	基本的施策について	1 1 持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進	「優先的に取り組む区域」の基準はどのようなものか。 設定する場合は、市町村及び森林組合等の意見聴取をお願いしたい。	御指摘の区域につきましては、市町村、森林組合、林業関係団体等との意見交換も実施しながら、次年度以降の事業化に向けて区域の基準を検討しております。
20			「持続可能な林業経営」とあるが、スギなど経済林のみならず、広葉樹なども含めたニュアンスが出る表現にした方がよいのでは（再掲）。	木材産業など林業のみならず、広葉樹なども含めた森林利用のあり方とする旨条文のタイトルを修正します（再掲）。
21		1 2 循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大－1	県や市町村が県産材の利用拡大に積極的に取り組む姿勢を盛り込むべきでは。	御指摘の件について、行政が率先して木材の利用に取り組む姿勢は大変重要な視点であり、宮崎県木材利用促進条例の第13条にもその旨規定されているところです。 御意見を踏まえ「自ら率先して県産材を利用するよう努めるとともに」を追記します。
22		1 3 再造林を支える担い手確保及び事業者等の確保	担い手の確保のために、処遇及び就労環境の改善や、造林事業に取り組む事業者や新規参入者に対する施策は今一番に必要。再造林率の高い事業者が、金銭的な面で評価されることで、作業者の意欲が向上し、造林者の確保・育成につながる。	再造林を推進する上で造林作業者の確保は必須であり、とりわけ処遇等の改善は重要な課題として認識しております。 このため、「13 再造林を支える担い手及び事業者等の確保」において、再造林を支える林業の担い手の処遇等の改善のための必要な施策を講ずることとしており、御意見は今後の取組を進めていく中で参考とさせていただきます。
23		1 3 再造林を支える担い手及び事業者等の確保－2	「事業者」の用語の使い方について、8の林業事業者との整合性がとれていないのでは。	御指摘のとおり、第8条でいう「事業者」と第13条の「事業者」が同じ用語となっておりますので、「造林事業に取り組む事業者」を「造林事業に取り組む林業事業者」に修正します。 なお、同項の「新たに造林事業へ参入する事業者」の事業者は、これまでに造林事業をやっていない事業者（造林事業者を行っている事業者以外の事業者）を指すことから、原案のとおりとします。
24	1 0 再造林の推進に向けた気運の醸成 1 1 持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進 1 2 循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大 1 3 再造林を支える担い手及び事業者等の確保	各項目の文末が「努めるものとする」になっており、全てが努力事項として捉えられる。 せめて、県が行う施策等は「～するものとする」など、「前文」末尾にある「森林を守り育てていくことを決意し、この条例を制定する」のであれば、もう少し強い意志をもった表現がほしいと感じました。	御意見を踏まえて、県が主体的に行う再造林推進のために必要な施策（第10条～13条）については、「講ずるものとする」に修正します。	

条例骨子案に対する主な意見と対応案

NO.	項目	該当箇所	意見	対応
25	基本的施策について	1 4 地域体制の整備	<p>再造林を推進する上で再造林推進を目的とした協議会は影響力が大きいため、協議会の設立を促すことは重要だと思ふ。</p> <p>また、再造林推進に関する地権者情報の共有が可能となる市町村の関係構築を願います。</p>	<p>御意見のとおり、再造林を推進するための地域体制を整備し、市町村や事業者等が相互に協力していく必要があると考えており、再造林推進のための情報の共有等ができるよう地域体制の整備を進めてまいります。</p>
26			<p>地域体制の整備について、条例制定後、施策を実施するまでのスピード感は特に重要。</p> <p>「地域体制を遅滞なく整備するものとする。」とすべきである。</p>	<p>御意見のとおり、地域体制は遅滞なく整備する必要があると考えており、条例制定後は速やかに本条例に係る施策が実施できるよう、現在必要な準備を進めております。</p>
27	財政上の措置について	1 6 財政上の措置	<p>教育（教育委員会）、路網整備・需要促進（県土整備部）、（商工観光労働部）などの連携が必要。すべての部局連携の下、推進していくなどの文言が欲しい。</p>	<p>県が定める条例であり、関係部局との連携が前提ですので、原案のとおりとします。</p>
28			<p>県のその他の条例における「財政上の措置」の条と表現を整合させるため、「再造林に関する施策を推進するため」と表記すべきではないか。</p>	<p>他の県の条例の表現と併せて「再造林の推進に関する施策を推進」に修正します。</p>
29	その他	総論	<p>森林の売買における、外国人や外資系企業への抑止及び、不適格林業事業者の排除について、骨子の中で記載することはできないでしょうか。</p>	<p>現行法令で外国資本による林地の買収を規制することは難しく、本条例においても同様です。</p> <p>また、不適格林業事業者についても現行法令においては排除することが難しいことから、県としましては、伐採届出など法に基づく適正な手続きの遵守について、市町村と連携しながら、引き続き関係者へ周知したいと考えております。</p>
30			<p>条例がどのように機能し役割を果たしているか、1年に1回は検証し県民等へ公表するなど必要ではないか。</p>	<p>御指摘の件につきましては、「グリーン成長プロジェクト」の工程表に基づき進捗を管理し、その取組結果につきましては、次期宮崎県森林・林業長期計画と併せて公表することとしております。</p>